

T P P 協定に関する各国の国内手続について

平成 28 年 10 月 外務省

豪州 協定の議会承認は不要（協定及び国益分析書の議会審議が必要）。
2 月 9 日に協定及び国益分析書を議会に提出。

ブルネイ 協定の議会承認は不要（閣議若しくは立法評議会又は両方に諮られた後、国王の裁可が必要）。

カナダ 協定の議会承認は不要（議会（下院）の審議が必要）。

チリ 協定の議会（上下両院）承認が必要。

マレーシア 1 月 28 日に特別に招集された議会で協定を承認（通常は協定の議会承認は不要）

メキシコ 協定の議会（上院）承認が必要。
4 月 27 日に協定を上院に提出。

N Z 協定の議会承認は不要（協定及び国益分析書の議会審議が必要）。
2 月 9 日に協定及び国益分析書を議会に提出（5 月 4 日に審議終了）
5 月 9 日に国内担保法を議会に提出（同 12 日に第一読会通過）。

ペルー 協定の議会承認が必要。
7 月 21 日に協定を議会に提出。

シンガポール 協定の議会承認は不要。

米国 議会（上下両院）における実施法の可決をもって協定が承認される。
8 月 12 日に行政措置に関する説明文書案を議会提出（30 日経過後、
実施法案を議会に提出することが可能）。

ベトナム 協定の議会承認が必要。

※ ブルネイを除く各国において国内担保法は議会による可決が必要。